

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)

奥州市分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 9 月

奥 州 市

目 次

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 本計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 基本的方向 | 1 |
| 4 | 計画期間 | 1 |
| 5 | 対象品目 | 1 |
| 6 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） | 2 |
| 7 | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号） | 2 |
| 8 | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） | 4 |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号） | 5 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） | 6 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） | 7 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号） | 7 |
| 13 | 参考資料 | |
| | (1)各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）の算 定 | 8 |
| | (2)人口予測の計算 | 9 |

奥州市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物の最終処分は、奥州金ヶ崎行政事務組合が管理運営する胆江地区衛生センターで中間処理がなされた後、胆江地区最終処分場で行っているが、限りある残余年数を可能な限り延ばすため、廃棄物の減量化が求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進法等に関する法律（以下「法」という。）第8条により、一般廃棄物の大部分を占める法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物及びその他の資源物（新聞、雑誌、その他紙）（以下「資源物」という。）を厳格に分別収集することで、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、循環型社会の形成及び最終処分量の削減を図ることを目的に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にしながら一体となって取り組むべき具体的な推進方策を明らかにするものである。

2 本計画の位置づけ

本計画は、奥州市環境基本条例が掲げる基本理念の実現を図るために、同条例第10条の規定による、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画及び「奥州市総合計画」の分野別計画としての役割をもつ「奥州市環境基本計画」の個別計画である「奥州市一般廃棄物処理基本計画」の第6章計画策定の基本的な考え方第4節目標実現のための施策を補完する計画である。

3 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした循環型社会の形成
- (2) 市民、事業者、行政が一体となった取組による排出抑制、資源化の推進
- (3) 資源物の再資源化を促進

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、令和10年度に見直す。

5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ビン、茶色ビン、その他ビン、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ（※1）、その他プラスチック（※2））を対象とする。

なお、その他の資源物（新聞、雑誌、その他紙）も容器包装廃棄物の収集に付随し、対象とする。

※1 白色の発泡スチロール製食品トレイ

※2 白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

6 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

| 年 度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 容器包装廃棄物 | 3,362.82 トン | 3,309.80 トン | 3,256.73 トン | 3,203.68 トン | 3,150.61 トン |
| その他の資源物 | 1,083.81 トン | 1,066.72 トン | 1,049.61 トン | 1,032.52 トン | 1,015.43 トン |

※ 排出量の見込みの算定根拠は、参考資料に掲載

7 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、市のパートナーシップ組織である奥州市環境市民会議「奥州めぐみネット」、奥州市公衆衛生組合連合会、自治会、及び子ども会等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) デジタルツールを活用した啓発活動

広報紙等の紙媒体での啓発活動に加えて、ホームページや市の広報アプリ等デジタルツールを活用し、市民の生活様式に合わせた方法でリサイクル推進に向けた情報を積極的に掲載し、市民の意識の高揚を図る。

(2) リサイクルステーションの適正な設置

身近にあり、利用しやすいリサイクルステーションとするために、ステーションの適正な設置を図り、資源物の収集量の増加を図る。

(3) 地域での集団回収の積極的な取組の促進

市が推進する資源物の回収に協力した団体に対し、報奨金を交付し、集団回収の積極的な取組を促進するとともに、廃棄物の再生利用及び減量化を図る。

(4) 教育、啓発活動の充実

各家庭におけるリサイクル意識を啓発し、分別収集を推進するため、小学生を対象とした環境学習会を実施する。また、分別等の研修会を奥州市公衆衛生組合連合会と連携して実施し、分別収集の普及促進を図る。加えて、市民へのより一層のリサイクル推進に向けた意識啓発のため、リサイクルの実態に関する資料等の掲示・配布や、地域での出前講座を実施する。

- (5) 団体及び個人の表彰
ごみ減量化及びリサイクルの推進に関し、他の模範となる団体及び個人を表彰し、意識の高揚を図る。
- (6) 日曜日サイクルステーションの設置
市民のライフスタイルの多様化に対応する日曜日サイクルステーションを設置し、資源物の受け入れ体制の充実を通じて、廃棄物のリサイクル率の向上を図る。
- (7) 資源物の店頭回収を実施している商業施設との連携
商業施設などの資源物回収拠点の周知を行うとともに、その回収量の把握に努め、市全体のリサイクルを推進する。
- (8) 集合住宅地の分別指導の徹底
他市町村からの転入の多い集合住宅の住民に対し、資源物の分別方法及び出し方について周知徹底を図り、ごみの減量化・資源化を促進する。
- (9) 外国人へのごみ分別ルールの啓発活動
近年増加している外国人転入者が奥州市の分別収集に関する知識を得られるよう、多言語化した分別収集資料を作成・周知し、外国人サポート体制を構築する。
- (10) 事業所への協力依頼(エコ事業所登録制度)
- ・簡易包装の推進、多重包装の見直し、量り売り、ばら売りの推進
 - ・マイバッグ運動の推進
 - ・詰め替え式容器・製品の販売促進
 - ・リターナブル容器の利用促進
 - ・商品の過剰包装の抑制及び簡易包装を求める消費者意識の啓発
 - ・再生資源を原材料とする製品の積極的利用
 - ・事業活動に伴うごみの減量化と再資源化の推進
- (11) 再商品化による循環型地域社会への取組
使用済みプラスチック製品廃棄物の再商品化事業者の実証事業への協力。
- (12) 水平リサイクルの促進
奥州市で回収された資源物がより確実に再資源化へつながるよう、ペットボトルの水平リサイクルを行い、マテリアルリサイクルへの切り替えを促進する。

8 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

処理施設の状況及び法第7条に規定する再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとし、出し方の基準は下表右欄のとおりとする。

| 容器包装廃棄物等の種類 | | 分別の区分 | 出し方の基準 |
|--|--------------------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装 | | スチール缶 アルミ缶 | 水洗し、分別の区分ごとに分けて出す |
| 主として ガラス製 の容器 | 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | 無色ビン 茶色ビン その他ビン | キャップをはずして水洗し、分別の区分ごとに分けて出す |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | | 紙パック | 切り開いて水洗し、紐で十字に縛って出す |
| 主として段ボール製の容器包装 | | 段ボール | 紐で十字に縛って出す |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル | キャップ及びラベルをはずし、水洗して出す |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | 白色トレイ その他プラスチック | 水洗して出す |

| | | |
|-------------------------------|----------|-----------------------|
| 容器包装廃棄物の分別収集に付随して対象とするその他の資源物 | 新聞 雑誌 | 分別の区分ごとに分け、紐で十字に縛って出す |
| | その他紙 | 紐で十字に縛るか紙袋や封筒に入れて出す |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 人 口 | 103,892人 | 102,253人 | 100,614人 | 98,975人 | 97,336人 |
| スチール缶 | 35.54 | 34.98 | 34.42 | 33.86 | 33.30 |
| アルミ缶 | 57.35 | 56.45 | 55.54 | 54.64 | 53.73 |
| 無色ビン | 162.50 | 159.94 | 157.38 | 154.81 | 152.25 |
| 引渡量 | 162.50 | 159.94 | 157.38 | 154.81 | 152.25 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 茶色ビン | 229.78 | 226.15 | 222.53 | 218.90 | 215.28 |
| 引渡量 | 229.78 | 226.15 | 222.53 | 218.90 | 215.28 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| その他ビン | 81.45 | 80.17 | 78.88 | 77.60 | 76.31 |
| 引渡量 | 81.45 | 80.17 | 78.88 | 77.60 | 76.31 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 紙パック | 16.30 | 16.04 | 15.78 | 15.52 | 15.27 |
| 段ボール | 306.17 | 301.34 | 296.51 | 291.68 | 286.85 |
| PETボトル | 152.91 | 150.49 | 148.08 | 145.67 | 143.26 |
| 引渡量 | 152.91 | 150.49 | 148.08 | 145.67 | 143.26 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| その他プラスチック | 260.14 | 256.04 | 251.93 | 247.83 | 243.73 |
| 引渡量 | 260.14 | 256.04 | 251.93 | 247.83 | 243.73 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| うち白色トレイ | 9.51 | 9.36 | 9.21 | 9.06 | 8.91 |
| 引渡量 | 9.51 | 9.36 | 9.21 | 9.06 | 8.91 |
| 独自処理量 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 新聞 | 432.38 | 425.56 | 418.74 | 411.91 | 405.09 |
| 雑誌 | 213.71 | 210.34 | 206.96 | 203.59 | 200.22 |
| その他紙 | 143.07 | 140.81 | 138.55 | 136.29 | 134.04 |

※令和6年度分別収集量実績に人口割合を乗じて算出したもの。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類ごとの分別収集等実施者は、次のとおりとする。

| 容器包装廃棄物の種類 (収集に係る分別の区分) | 収集・運搬 | 選別・保管等 |
|--|----------------------------|---------------|
| スチール缶 | 委託業者による定期回収 地域住民による集団回収 | 委託業者 |
| アルミ缶 | | |
| 無色ビン | 委託業者による定期回収 地域住民による集団回収 | 委託業者 |
| 茶色ビン | | |
| その他ビン | | |
| 紙パック | 委託業者による定期回収 地域住民による集団回収 | 委託業者 |
| 段ボール | | |
| ペットボトル | 委託業者による定期回収 | 委託業者 |
| 白色トレイ | | 委託業者(水沢は市の施設) |
| その他プラスチック製容器包装(ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装) | | 委託業者 |
| 新聞 | 委託業者による定期回収 地域住民による集団回収 | 委託業者 |
| 雑誌 | | |
| その他紙 | | |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

| 容器包装廃棄物の種類 (分別の区分) | 収集容器等 | 収集車 | 中間処理 |
|---|------------------------|----------------|--------------------------------------|
| スチール缶 | プラスチック コンテナ、 ネット | 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、圧縮、梱包、 保管 |
| アルミ缶 | | | |
| 無色ビン | プラスチック コンテナ | 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、保管 |
| 茶色ビン | | | |
| その他ビン | | | |
| 紙パック | 紐で十字 に縛る | パッカー車 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、圧縮、梱包、 保管 |
| 段ボール | | | |
| ペットボトル | 折りたたみ 式バッグ、 ネット | 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、圧縮、梱包、 保管 |
| 白色トレイ | ネット | 平ボディ車 | 市所有施設 選別、袋詰、保管、 資源回収業者施設 保管 |
| その他プラスチック製容器包装 (ペッ トボトル、白色トレイ以外のプラスチ ック製容器包装) | ネット | 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、圧縮、梱包、 保管 |

| | | | |
|------|------------------------|----------------|-----------------------------|
| 新聞 | 紐で十字 に縛る | パッカー車 平ボディ車 | 資源回収業者施設 選別、圧縮、梱包、 保管 |
| 雑誌 | | | |
| その他紙 | 紐で十字に 縛る、紙袋 に入れる | | |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、奥州市公衆衛生組合連合会と連携し、リサイクルステーションにおけるリサイクル指導等による分別収集の普及促進を図る。
- (2) 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付を行う。

13 参考資料

(1) 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）の算定

(ア) 令和6年度における容器包装廃棄物の排出量の算定

D1 + D2 = 容器包装廃棄物の排出量

(D1 : ステーション収集 + 集団回収、D2 : 可燃ごみ、不燃ごみへの混入量)

(単位 : トン)

| 容器包装廃棄物の種類 (分別の区分) | D1 | D2 : 可燃ごみ への混入量 | D2 : 不燃ごみ への混入量 | 計 |
|-----------------------|----------|-----------------------|------------------------|----------|
| スチール缶 | 43.34 | — | 55.06 (混入率:4.53%) | 98.40 |
| アルミ缶 | 82.34 | — | 11.67 (混入率:0.96%) | 94.01 |
| 無色ビン | 167.67 | — | 262.30 (混入率:21.58%) | 751.80 |
| 茶色ビン | 237.81 | | | |
| その他ビン | 84.02 | | | |
| 紙パック | 21.34 | 948.03 | — | 1,546.25 |
| 段ボール | 576.88 | (混入率:5.08%) | — | |
| ペットボトル | 157.73 | 171.69 | — | 339.23 |
| 白色トレイ | 9.81 | (混入率:0.92%) | — | |
| その他プラスチック | 258.54 | 380.71 (混入率:2.04%) | — | 639.25 |
| 計 | 1,639.48 | 1,500.43 | 329.03 | 3,468.94 |

| | | | | |
|------|----------|---|---|----------|
| 新聞 | 619.49 | — | — | 619.49 |
| 雑誌 | 350.73 | — | — | 350.73 |
| その他紙 | 147.79 | — | — | 147.79 |
| 計 | 1,118.01 | — | — | 1,118.01 |

※ ごみへの混入量は、組成調査（平成28年6月）による容器包装廃棄物の混入率を令和6年度に搬入された家庭系可燃ごみ（18,662.07ト）及び不燃ごみ（1,215.46ト）に乗じたもの。

(イ) 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込みの算定

(単位：トン)

| | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|
| 人 口 | 103, 892 人 | 102, 253 人 | 100, 614 人 | 98, 975 人 | 97, 336 人 |
| スチール缶 | 95.39 | 93.89 | 92.38 | 90.88 | 89.37 |
| アルミ缶 | 91.13 | 89.70 | 88.26 | 86.82 | 85.38 |
| 無色ビン | 728.80 | 717.31 | 705.81 | 694.31 | 682.81 |
| 茶色ビン | | | | | |
| その他ビン | | | | | |
| 紙パック | 1, 498.95 | 1, 475.31 | 1, 451.66 | 1, 428.01 | 1, 404.36 |
| 段ボール | | | | | |
| ペットボトル | 328.85 | 323.67 | 318.48 | 313.29 | 308.10 |
| 白色トレイ | | | | | |
| その他プラスチック | 619.70 | 609.92 | 600.14 | 590.37 | 580.59 |
| 小 計 | 3, 362.82 | 3, 309.80 | 3, 256.73 | 3, 203.68 | 3, 150.61 |

| | | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 新聞 | 600.54 | 591.07 | 581.59 | 572.12 | 562.65 |
| 雑誌 | 340.00 | 334.64 | 329.27 | 323.91 | 318.55 |
| その他紙 | 143.27 | 141.01 | 138.75 | 136.49 | 134.23 |
| 小 計 | 1, 083.81 | 1, 066.72 | 1, 049.61 | 1, 032.52 | 1, 015.43 |

※ (ア) 令和6年度における容器包装廃棄物の排出量に人口割合を乗じて算出したもの。

(2) 人口予測の計算

奥州市の令和元年から令和6年の人口推移より人口推計を算出した。

(単位：人)

| 年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 人口推計 | 105, 531 | 103, 892 | 102, 253 | 100, 614 | 98, 975 | 97, 336 |